

近時／これからの 著作権改正と コロナ後の 図書館 福井健策

2021.11.29
@京都図書館大会

弁護士(日本、ニューヨーク州)
日本大学芸術学部 客員教授
神戸大学大学院 客員教授
@fukuikensaku

1

DX化の加速と権利の壁

利用類型	著作権 (文芸*・脚本*・講演・ 映像・音楽・美術・写 真等)	著作隣接権 (俳優・ダンサー・ 演奏家等)	著作隣接 権 (音源)	主な例外 全利用 について:32条引 用、46条 建築物など + 「柔軟な権利制限規定」
複製(収録・デ ジタル化・サー バ蓄積含む)	○	△(映画の著作物 への録音・録画許 諾で消滅)	○	30条 私的複製、35条 非営利授業での複製、 37条・同2 福祉利用
上演・演奏・上 映・口述	○	×	×	38条 非営利上演・演奏
放送・有線放送	○	△(映画・レコードな どへの〃)	×**	(市販CDなど利用可)
オンライン公開 ・配信	○	△(録画の許諾や 映画への録音許諾 で消滅)	○	31条 図書館アーカイブ 化、35条 非営利授業 送信 ほかに
現物提示	美術等原作品は○	×	×	45条 所有者の展示
貸与	○	○***	○***	38条 非営利貸与

○:権利者に禁止権あり=許諾必要、×:禁止権なし。

*権利者団体があり、権利者を見つけやすかったり、利用ルールが存在する場合がある。**レコードの放送につ
いては報酬請求権あり。***発売1年経過後に報酬請求権化。****全般に、未公表作品の公開利用は要了解。●₂

利用可能？



上より時計回りに:「逃げるは恥だが役に立つ(恋ダンス)」【集中管理の不在】、「ミッキーの蒸気船ウィリー」(1928)
【複雑な保護期間】、CM「アイデアル洋傘骨」(1963)【オーファン・遺族】、平等院鳳凰堂(Wikipediaより)【疑似著作
権?】、2016年の熊本地震避難所(報道より)【肖像権】

著作権法の改正 (利用円滑化の推進)

- ・**軽微な写りこみ(30条の2)** ※分離困難の条件は撤廃
- ・**研究開発・情報解析などでの利用(30条の4)**
- ・**図書館等での資料複製など(31条)** ⇒後述
- ・**授業での利用(35条)**: 非営利の教育機関で、授業に必要な限度で複製・**公衆送信可**(一部補償金あり) ⇒後述
- ・**美術・写真の展示に伴う複製等(47条)**: 原作品の展示者は、観覧者のための解説・紹介のために複製・上映・自動公衆送信可能(+所在情報提供のための公衆送信も可)
- ・**作品の所在検索サービス(軽微な抜粋表示可)やそのためのアーカイブ化は可能(同5)**

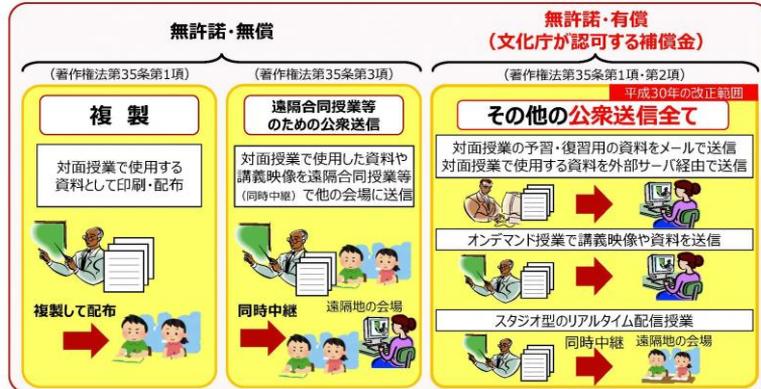
※黄色マーカーは2018年以降の拡張

2018年：教育利用とSARTRAS①

授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始後）



この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

文化庁「教育のDXを加速する著作権制度」(2021/1)より

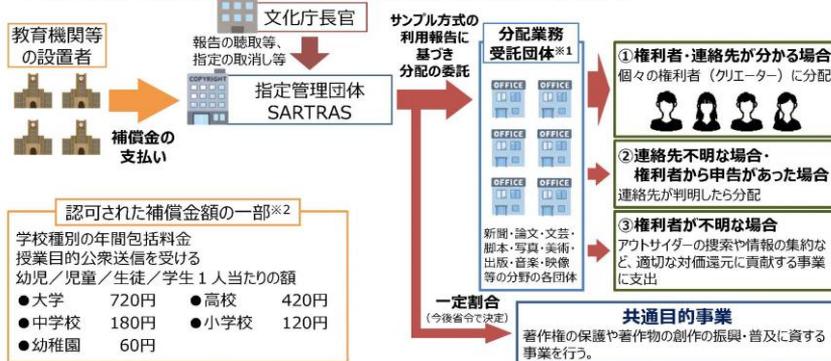
※主体は「**非営利の教育機関**」⇒図書館、博美など**社会教育施設を含む**

教育利用とSARTRAS②

補償金の分配スキームの概要



- 令和2年度内の早期に**分配規程を含む業務規程**が指定管理団体から文化庁に届出される予定。
- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。権利者に分配できない場合が**一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に実行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。

文化庁「教育のDXを加速する著作権制度」(2021/1)より⁵

2018年：所在検索サービス

コンピュータで情報の特定・所在に関する情報を検索させ、また検索結果を提供する「所在検索サービス」、それに付随した公表著作物の軽微利用（例：抜粋表示）、その準備のためのアーカイブ可能（30条の4、47条の5）



緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター化事業 (EPAD)
<https://syueki5.bunka.go.jp/> <https://enpaku-jdta.jp/>

図書館アーカイブ規定の到達点

- ・図書館等は所蔵資料を保存のために複製可能(31条1項2号)
⇒「原本類や、絶版その他一般に入手困難な図書館資料*は良好な状態でもデジタル化可能」「媒体の旧式化に際した変換も可能」(文化審議会2015年)
⇒端末等での館内閲覧(=上映)可(38条1項)
- ・国会図書館から他の図書館等**に配信も可(31条3項ほか)
***現在150万点、全国1230館参加(20/11現在)
⇒全国図書館・博物館・美術館のネットワークアーカイブ可能
⇒外国図書館への配信も可能に(2018年改正)

「図書館等送信」事業の現状

①「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」(2008～)
2012合意:

- ・「入手困難な資料」とは、流通在庫なく商業的に電子出版されていないなど図書館等で購入困難な資料。オンデマンド出版中はあたらず
- ・マンガ、商業出版社の雑誌、管理事業者が著作権管理している雑誌 ⇒送信は留保・除外
- ・出版計画や著作者の停止要請があればオプトアウト

②現時点では図書に類するもの以外は事実上対象外

※録音資料・映像資料に係る関係者協議(2014～、2015～):
「送信は当面留保」

●9

図書館等での複写サービスの現状

①図書館等では、②所蔵資料である公表著作物の③一部分*
(発行後相当期間**経た定期刊行物に掲載の記事等は全部)
を、④利用者の調査研究のため、⑤非営利目的で⑥一部複製
提供可(31条1項1号)

*「一部分」:基本的に1作品・1論文・1記事・1首・1曲を単位に、半
分以下(2012年「公立図書館複写サービスガイドライン」等)。一
定の写り込みは許容

**週刊・月間・隔月刊では次号刊行まで

・公共・大学図書館の約90%が複写サービスを実施、このうち、
セルフ式コピーの導入館が約47%、郵送サービスは約50%

*複製主体は図書館(≠利用者)

●10

2021年：図書館規定の再拡充

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

① 国立国会図書館による 絶版等資料のインターネット送信

- 国立国会図書館が、**絶版等資料**（※）のデータを、図書館等だけでなく、**直接利用者に対して**も送信できるようにする。

（※）絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料



② 各図書館等による 図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件（※）の下、調査研究目的で、**著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする**。その際、図書館等の設置者が権利者に**補償金を支払うことを求める**。

（※）正規の電子出版等の市場を阻害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講じることなど



文化庁説明資料より。施行：①は公布から1年以内、②は2年以内の政令で定める日

11

利用円滑化への大胆な歩み

- ① 権利情報データベース、権利の集中管理の促進
- ② 一元的な窓口組織による利用者探索
- ③ 権利者による意思表示の容易化
⇒ 非営利・無償作品、意思表示無し、無回答作品の利用可能化（アウトオブコマース作品ほか）⇒ ECL（拡大集中許諾）へ？
- ④ 利用裁定制度の抜本的な改善
⇒ 事前供託金不要化、民間委託など
- ⑤ 保護期間の明確化 ⇒ 終了推定規定？（以上、基本小委）
- ⑥ 研究目的など権利制限規定の拡充（法制小委）
- ⑦ 肖像権基準の明確化
⇒ 参照：デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」

12

基本政策小委員会中間まとめ案(21/11時点)

(1)いわゆる「拡大集中許諾制度」を基にした簡素で一元的な権利処理が可能となる仕組みの実現

- ・過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信
- ・過去に出版された書籍・雑誌や当該書籍・雑誌に掲載された挿絵や写真等の利用
- ・著作権者等が不明又は著作権者等に連絡をとることができないこと等により利用許諾が得られないコンテンツの利用
- ・複数の著作権者等があり、全員の利用許諾を得ることができないために利用に至らないコンテンツの利用
- ・UGC(一般ユーザーが創作する作品)等のデジタルコンテンツの二次利用
- ・授業目的の複製・公衆送信に係る権利制限規定の範囲を超える利用

(2)分野横断データベースの構築 ※政府の支援

(3)集中管理の促進

(4)分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組み

- ①利用者が分野を横断する一元的な窓口組織に相談
 - ②窓口組織での著作権者等の探索(権利情報データベースの活用等)
 - ③判明した集中管理事業者や個別の著作権者等の紹介を受け権利処理
 - ④著作権者等が不明な場合について、窓口組織の協力を得つつ探索を行う
- ↓(その上で)
- ①いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えること
 - ②窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とすること
 - ③利用者の求めに応じ、窓口組織が文化庁長官への裁定申請手続を代行すること

(5)現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善

(6)その他(保護期間の明確化、多数権利者の場合)